いじめ問題に関する全体計画

学校教育目標

社会の変化に対応できる生徒の育成

・日本国憲法（教育理念）
・教育基本法（教育の目的）
・学校教育法（学校教育目標）
・学習指導要領（教育内容）
・いじめ防止対策推進法

・生徒の実態
・保護者の願いや実態
・地域社会や住民の願いや実態

めざす生徒像

- 心のこもったあいさつができる生徒
- 自ら課題を見つけ、意欲的に学ぶ生徒
- 相手の立場に立って考え，行動できる生徒
- 目標を持ち、困難に立ち向かっていく生徒

生徒指導の目標

全教育活動を通して，将来，社会の中で能力・適性に応じて自己実現できる生徒を育成する。
1年…基本的な生活態度を身につけさせる。
2年…正しい判断力に基づいた生活態度を育てる。
3年…自主・自立性のある生活態度を育てる。

いじめ問題に関する基本的認識

・定義

「いじめ」とは「児童生徒に対して，当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われることも含む。)であって，当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」

・基本的認識

1 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。
2 いじめられている子どもの立場に立ち，親身に指導を行うこと。
3 いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。
4 いじめ問題は，教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
5 家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たし，一体となって真剣に取り組む必要があること。

いじめ問題への取り組みの徹底

1 全ての教師が自分の学校，学級にいじめがあるとの認識を持つ。
2 生徒の日々の表情や言動，交友関係，服装や身なり等の変化を敏感にとらえ，的確に当該生徒に対応する。
3 欠席や遅刻・早退等は，いじめのサインである場合が多いことを認識し，欠席者がいる場合は必ず家庭と連絡を取り，理由等を確認する。遅刻や早退者がいる場合は養護教諭と連携を取り，状況等を確認しておく。
4 生徒や保護者からの相談についてはどんなに細かいことでも親身になって受け，誠意をもって対応する。
5 いじめが判明したり，いじめのサイン（兆候）をとらえた場合は担任一人で全てを解決しようとせず，必ず学校長に連絡し，学年部，生徒指導部，養護教諭と連携し，学校の全職員が一体となっていじめられている生徒を守るという立場に立って，早期の解決に向けて取り組む。
6 いじめを行っている生徒に対してはいじめは絶対に許されない行為であることを，保護者と連携しながら理解させる指導を根気強く行っていく。
7 いじめ問題の根絶に向けて全職員が一丸となって根気強く，継続的な指導を行う。
8 家庭や地域におけるいじめに関する情報が学校に寄せられるように開かれた学校つくりに努めるとともに，PTAや地域，関係機関・団体等との連携，協力体制を確立する。
9 全ての生徒に対して生命や人権の大切さについて継続した指導を行う。
10 生徒会活動や地域子供会等での仲間作りを促進し，地域行事等への積極的参加を促進する。

新しい学習観に立った授業の改善

- 子どもの良さを導き出す指導方法
- 体験的学習重視した問題解決力の育成
- 学習意欲を誘発する学習環境の整備、充実

全職員で取り組む生徒指導体制の確立と機能化

- 全職員による共通理解と共通実践
  （生徒指導部会・いじめ問題対策委員会）
- 職員研修の充実

豊かな情操と正しい判断力の育成

- 生命尊重を重視した総合単元的指導の充実
- 思いやりを育む環境整備（清掃・緑化等）活動の推進

一人一人を大切にする学級経営の充実

- 子ども一人一人が存在感の持てる学級つくり
- 日頃から一人一人の個性を認める学級経営
- 学級活動の充実（いじめ問題に関する話し合い）

自主的・自発的・実践的な態度を養う特別活動の推進

- 奉仕活動の促進と勤労精神の育成
- 学級活動，生徒会活動充実

家庭・地域社会との連携

- 学校・学級便りの発行
- 家庭教育学級の充実
- 教育相談の充実
- 関係機関との連携